

# 中華人民共和國商標法

(1982年8月23日第5回全國人民代表大會常務委員會第24次會議採決。

1993年2月22日第7回全國人民代表大會常務委員會第30次會議の「中華人民共和國商標法改正に関する決定」により第1次改正。

2001年10月27日第9回全國人民代表大會常務委員會第24次會議の「中華人民共和國商標法改正に関する決定」により第2次改正、中華人民共和國主席令第59号により2001年12月1日施行)

## 第1章 総則

第1条 商標の管理を強化し、商標の専用権を保護し、生産・経営者に商品及びサービスへの品質を保証するように促し、商標の信用を維持し、消費者、生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義の市場経済の発展を促進するため、本法律を制定する。

第2条 国务院工商行政管理部门の商標局は全国の商標登録及び管理業務を主管する。国务院工商行政管理部门は商標評審委員会を設置し、同会によって商標の紛争を受理し処理を行う。

第3条 商標局の許可を経て登録された商標を登録商標とし、登録商標は商品商標、サービス・マーク、団体商標及び証明商標とする。商標登録者は登録商標の専用権を享有し、法律の保護を受ける。本法の団体商標とは、団体、協会又はその他組織の名義による登録であり、該当組織の構成員に商取引活動に使用させ、その組織の構成員の資格を有することを表す標識である。本法の証明商標とは、ある商品又はあるサービスに対し監督力を有する組織によってコントロールされ、且つ当該組織以外の企業又は個人によってその企業又は個人の商品或はサービスに使用し、商品又はサービスの原産地、製造方法、品質又はその他の特定品質を証明する標識である。団体商標、証明商標登録及び特殊事項の管理には、国务院工商行政管理总局関連部門の規定によるものとする。

第4条 自然人、法人及びその他の組織が、自ら生産し、製造し、加工し、選択し又は販売する商品に対し商標専用権を取得する必要があると認識したときは、商標局に商品商標登録出願をしなければならない。自然人、法人及びその他の組織が、自ら提供するサービスについて、商標専用権を取得する必要があると認識したときは、商標局にサービス・マークの登録出願をしなければならない。本法の商品商標に

関する規定はサービス・マークに適用する。

第 5 条複数の自然人，法人又はその他の組織は同一商標につき共同で商標局に登録を出願することができ，当該商標専用権を共同所有し行使することができる。

第 6 条国が登録商標を使用すべきものと定めた商品につき，商標登録を出願しなければならない。登録許可がされない商品は，市場で販売してはならない。

第 7 条商標使用者は，その商標を使用する商品の品質に対し責任を負わねばならない。各級の工商行政管理部門は商標の管理を通し，消費者を欺瞞する行為を阻止しなければならない。

第 8 条他人の商品と区別できる自然人，法人又はその他組織の商品の文字，図形，アルファベット，数字，立体的形状標識と色の組み合わせ及び上述要素の組み合わせを含む如何なる識別標識も商標登録を出願することができる。

第 9 条登録出願する商標は，顕著な特徴を有し，識別できるものでなければならず，且つ先取得した他人の合法的権利と混同させてはならない。商標登録者は，商品に「登録商標」或は登録済標記を表示する権利を有する。

第 10 条次の標識は商標として使用してはならない。

- (1) 中華人民共和国の国家名称，国旗，国章，軍旗，勳章と同一又は類似のもの；
- (2) 外国の国家名称，国旗，国章，軍旗と同一又は類似のもの；
- (3) 政府間で構成された国際機関の名称，旗，徽章と同一又は類似のもの；
- (4) 実施管理の表示又は保証の役割を果たす政府の標識，検証記号と同一又は類似のもの；
- (5) 「赤十字」，「赤新月」の名称，標識と同一又は類似のもの；
- (6) 民族差別的な性質を持つもの；
- (7) 誇大宣伝，且つ欺瞞的な性質を持つもの；
- (8) 社会主義の道徳，風俗を害し又はその他の悪影響があるもの。

県級以上の行政区の地名又は良く知られている外国の地名は，商標として使用してはならない。但し，他の意味を有する又は団体商標，証明商標の構成部分である地名は除く。既に登録され使用されている地名商標は引き続き有効のものとする。

第 11 条次の標識は商標として登録してはならない。

- (1) 商品の普通名称，形象及び型式番号であるもの；
- (2) 商品の品質，主要原材料，効能，用途，重量，数量及びその他の特徴を直接に

表示するもの；

- (3) 顕著性がないもの。前項に記載された標識が使用により顕著性を持つ、且つ識別性が有する場合のみ、商標として登録を出願することができる。

第 12 条 立体的形状の標識を商標として登録を出願するとき、商品の性質のみからなる商品形状、技術的な効果を得るための必要な商品形状又は実質的な価値を備えるための商品形状は登録することができない。

第 13 条 同一又は類似の商品の登録出願をする商標が、中国で登録していない他人の著名商標をコピーしたり、模倣したり又は翻訳したりする場合は、容易に混同を導くため、登録許可を得ないものとし、且つ使用することも禁止するものとする。非同一又は非類似の商品についての登録出願をする商標が、中国で既に登録済みの著名商標をコピーしたり、模倣したり又は翻訳したりする場合は、公衆を誤導し、著名商標の登録者の利益に損害を与える恐れがあるため、登録許可を得ないものとし、且つ使用することも禁止するものとする。

第 14 条 著名商標の認定は次の要素を考慮しなければならない。

- (1) 公衆の当該商標に対する認識程度；
- (2) 当該商標の継続的な使用期間；
- (3) 当該商標の宣伝に使った全ての継続的な期間、程度及び地域；
- (4) 当該商標を著名商標として保護された記録；
- (5) 当該商標に関わるその他の著名性の要素。

第 15 条 依頼人又は授権者の許可なく、代理人又は代表者は依頼人又は授権者の商標を自らの名義で登録出願をし、依頼者又は授権者の異議申立を提出された場合は、登録許可を得ないものとし、且つ使用することも禁止するものとする。

第 16 条 商品の地理標識を付した商標に、その商品が当該標識を示す地域から生まれたものではなく、公衆を誤導する恐れがある場合は、登録許可をし得ないものとし、且つ使用することも禁止する。但し、既に善意で登録許可を得た場合は除き、引き続き有効なものとする。前項の地理標識とは、ある地域から生まれた商品で、その商品は特定の品質、信用度又はその他の特徴を有し、主にその地域の自然要素又は社会文化要素により定められたものである。

第 17 条 外国人又は外国企業は中国における商標登録を出願する場合は、その所在国と中華人民共和国との間で締結した協定又は相互が加盟している国際条約に基づき、

又は相互主義に基づき手続をしなければならない。

第 18 条 外国人又は外国企業は中国における商標登録出願及びその他の商標の関連事項を  
手続する場合は、中国政府が指定された商標代理資格を有する代理機関に委任し  
なければならない。

## 第2章 商標登録出願

第 19 条 商標登録を出願する場合は、規定された商品分類表に基づき商標を使用する商品  
分類及び商品名称を明記しなければならない。

第 20 条 商標登録の出願人は異なる商品分類の商品に同一の商標を出願する場合は、商品  
分類表に基づき出願しなければならない。

第 21 条 登録商標を同一商品分類のその他の商品に使用する必要がある場合は、別の商標  
登録を出願しなければならない。

第 22 条 登録商標の標識を変更する必要がある場合は、新たに出願しなければならない。

第 23 条 登録商標の登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合  
は、変更手続をしなければならない。

第 24 条 商標登録出願人はその外国で最初に出願された商標を当該商標の出願日から 6 ヶ  
月以内に、同一商品に関して同一商標を中国に商標登録を出願する場合は、その  
外国と中国との間で締結した協定若しくは相互が加盟している国際条約に基づき、  
又は相互間の優先権承認原則に基づき優先権を享受することができる。前項優先  
権を主張する場合は、商標登録を出願する時に宣誓書を提出しなければならない、  
且つ 3 ヶ月以内に最初の商標登録出願書類の写しを提出するものとする。宣誓書  
を提出しておらず又は商標登録出願書類の写しの提出期限が過ぎても提出しな  
かった場合は、予め優先権を主張していなかったものと見なす。

第 25 条 中国政府が主催する展示会又は承認された国際的な展示会に展示された商品に最  
初に使用された商標に対し、その商品の展示日から 6 ヶ月以内に、当該商標の登  
録出願人は優先権を享受することができる。前項の優先権主張は、商標登録を出  
願する時に宣誓書を提出しなければならない、且つ 3 ヶ月以内にその商品を展示し  
た展示会の名称、提示した商品に使用された商標の証拠及び展示日等の証明書類

を提出するものとする。宣誓書面を提出しておらず又は提出期限が過ぎても証明書類を提出しなかった場合は、予め優先権を主張していなかったものとみなす。

第 26 条 商標登録を出願する時に提出された書類の内容及び資料は真実、正確、完備なものでなければならない。

### 第3章 商標登録の審査及び認可

第 27 条 登録出願した商標は、本法の関係規定に一致した場合に、商標局の初歩審査により公告するものとする。

第 28 条 登録出願した商標は、本法の関係規定に一致しなかった場合又は既に他人の登録を受けている同一若しくは類似の商品の商標又は初歩審査を受けている同一若しくは類似の商品の商標と同一又は類似する場合は、商標局により拒絶し公告しないものとする。

第 29 条 複数の商標登録出願人が、同一又は類似の商品に、同一又は類似の商標を登録出願した場合は、最先商標出願に対し初歩審査を行い、且つ公告する。同日に出願された場合は、先使用の商標に対し初歩審査を行い、且つ公告する。その他の者の出願を拒絶し、公告しないものとする。

第 30 条 初歩審査された商標に対し、公告日から 3 ヶ月以内に、如何なる人も異議を申し立てることができる。公告の期限を満了した際、異議がない場合は、登録を許可し、商標登録証を交付し登録公告する。

第 31 条 商標登録出願は既に存在している他人の権利を侵害してはならず、又は不正な方法で他人より先に他人が既に使用している且つ一定の著名性を持つ商標の登録出願をしてはならない。

第 32 条 出願を拒絶され、公告されない商標に対し、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人は不服がある場合は、その通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に対し再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、且つ出願人に書面で通知する。当事者は商標評審委員会の決定に対し不服がある場合は、その通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に対し訴訟を行うことができる。

第 33 条 初步審査され公告された商標に対し異議を申立てた場合は、商標局は異議申立人及び被異議申立人から事実及び理由を聴取し、調査を経て事実を確認した後、決定を下さなければならない。当事者は不服がある場合は、その通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に対し再審を請求することができ、商標評審委員会から裁定を下し、且つ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。当事者は商標評審委員会の裁定に対し不服がある場合は、その通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に対し訴訟を行うことができる。人民法院は商標再審手続きを受けた他方当事者に対し第三者として参加する旨の通知をしなければならない。

第 34 条 当事者は法定の期限内に商標局の裁定に対し再審の手続き又は商標評審委員会の裁定に対し人民法院に対し提訴しなければならない。裁定は有効なものとなる。裁定により異議が成立しない場合は、登録を許可し、商標登録証を発行し、且つ登録公告する。裁定により異議が成立する場合は、登録を許可しない。裁定により異議が成立しない且つ登録を許可した場合は、商標登録出願人の商標専用権の発効日は最初公告日から 3 ヶ月を経過した日より計算するものとする。

第 35 条 商標登録出願及び商標再審請求に対し直ちに審査を行わなければならない。

第 36 条 商標登録出願者及び商標登録者は商標出願書類又は登録書類の内容が明らかに間違っていることを判明した際、訂正を請求することができる。商標局は法に基づくその職権範囲内で訂正することができ、且つ当事者に通知することができる。

#### 第4章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾

第 37 条 登録商標の有効期間は 10 年とし、登録許可日から起算する。

第 38 条 登録商標の有効期限を満了し、引き続き使用する必要がある際には、有効期限が満了前の 6 ヶ月以内に登録の更新手続きをしなければならない。当該期間内に更新手続きできなかった場合は、6 ヶ月の延長期間を与えることができる。延長期間内に更新の手続きが出来なかったら、当該登録商標を取消すことになる。毎回の更新登録の有効期間は 10 年とする。更新登録を許可された後、公告される。

第 39 条 登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人との間に譲渡契約を締結し、且つ共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。登録商標の譲渡は認可された後に公告される。譲受人は公告日から当該商標の専用権を所有する。

第 40 条 商標登録人は商標使用許諾契約を締結することによって他人にその登録商標を使用することを許諾する。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。他人の登録商標を使用することが許諾された際、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。商標使用許諾契約は商標局に届出なければならない。

## 第5章 登録商標争議の裁定

第 41 条 登録許可された商標は、本法の第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に違反している場合は、又は欺瞞な方法若しくはその他の不正な方法で登録を取得した場合は、商標局によってその登録商標を取り消される。他の企業又は個人は、商標評審委員会にその登録商標取消裁定を請求することができる。既に登録された商標は、本法第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 31 条の規定に違反した場合、その商標の登録許可日から 5 年以内に、商標所有者又はその利害関係者が商標評審委員会にその商標の取消裁定を請求することができる。悪意登録又は著名商標の所有者に対し 5 年間の除斥期間はないものとする。前 2 項に規定されたものにもかかわらず、登録商標に対し争議があれば、その商標の登録許可日から 5 年以内に、商標評審委員会の裁定を請求することができる。商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係当事者に通知し、且つ定められた期限内に答弁することができる。

第 42 条 異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない。

第 43 条 商標標審委員会は、登録商標の維持又は取消裁定を出した後、関係当事者に書面で通知しなければならない。当事者は商標評審委員会の裁定に対し不服がある場合はその通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に対し訴訟を行うことができる。人民法院は商標裁定手続の他方当事者を第 3 者として参加する旨の通知を出さなければならない。

## 第6章 商標使用の管理

第 44 条 登録商標の使用について次の各号の行為のうち一つがあれば、商標局は期間を定めて改正を命じ又はその登録商標を取消されうる。

- (1) 許可なく登録商標を変更した場合；
- (2) 登録商標の登録人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更した場

合；

(3) 許可なく登録商標を譲渡した場合；

(4) 3 年間に継続して使用しなかった場合。

第 45 条 登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質が落ち、消費者を欺いている場合は、各級の工商行政管理部門はそれぞれの状況に応じて、期間を定めて改良を命じ、警告若しくは罰金を課し、又は商標局を通じてその登録商標を取消することができる。

第 46 条 登録商標が取消された又は期間満了後に更新されなかった場合は、その取消された日又は期限満了日から 1 年以内において、商標局はその商標と同じ若しくは近似する商標の登録を許可しないこととする。

第 47 条 第 6 条の規定に違反する場合は、地方工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、且つ罰金を科すことができる。

第 48 条 登録していない商標を使用し、次の各号のうちの一つがあれば、地方工商行政管理部門によって差止め、期間を定めて是正させ、且つ警告若しくは罰金を科すことができる。

(1) 登録商標と偽っている場合；

(2) 本法第 10 条規定を違反する場合；

(3) 粗製濫造し、品質が落ち、消費者を欺いている場合。

第 49 条 商標局の登録商標取消決定に対し、当事者に不服がある場合は、その通知を受領日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会より決定を下し、且つ請求人に書面で通知する。当事者は商標評審委員会の決定に対し不服がある場合は、その通知の受領日から 15 日以内に人民法院に対し訴訟を提起することができる。

第 50 条 工商行政管理部門が本法第 45 条、第 47 条及び第 48 条規定に基づくと判断した罰金決定に対し、当事者は不服がある場合は、その通知を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に対し訴訟を行うことができる。期間満了時、訴の不提起又は不履行の場合は、関係工商行政管理部門は人民法院に対し強制執行を求めることができる。

## 第7章 登録商標専用権の保護

第 51 条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。

第 52 条 次の各号行為のうち一つがあれば、登録商標専用権の侵害とする。

- (1) 商標権登録者の許諾なく、同一若しくは類似の商品にその登録商標と同一若しくは近似の商標を使用する場合；
- (2) 登録商標専用権を侵害している商品を販売する場合；
- (3) 偽造、許可なく無断で製造する登録商標の標識又は偽造、許可なく無断で製造した登録商標の標識を販売する場合；
- (4) 商標登録者の許可なく、商標登録者の商標を取替え且つその取替えた商標を使用した商品の販売を行う場合；
- (5) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与える場合。

第 53 条 本法第 52 条に定められた登録商標専用権の侵害行為からなる争議が生じた場合は、当事者間の協議によって解決する。協議せず又は協議が成立しなかった場合は、商標登録者又は利害関係者が人民法院に対し訴訟を行い、又は工商行政管理機構での処理を請求することができる。工商行政管理機構が処理する際、侵害行為と認定された場合は、侵害行為の即時停止、侵害商品又は侵害商品の製造、若しくは登録商標標識の偽造に使用された専門工具の没収又は廃棄、且つ罰金処分をすることができる。当事者が処分に対し不服がある場合は、その通知を受け取った日から 15 日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき人民法院に対し訴訟を行うことができる。その期間満了時に侵害者が訴訟を提起しない又は履行しない場合は、工商行政管理部門は人民法院で強制執行を請求することができる。処理を行う工商行政管理部門は当事者の請求に基づき、侵害された商標専用権の賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合は、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づき人民法院に対し訴訟を行うことができる。

第 54 条 登録商標専用権の侵害行為に対し、工商行政管理部門は法に基づき処理する権利を有するものとする。犯罪と疑われるときに、司法機関に移送し、法に基づき処理すべきものとする。

第 55 条 県級以上の工商行政管理部門は既に違法を疑われた証拠又は告発に基づき、他人登録商標専用権を侵害している行為に対し取り締まる場合は、次の職権を行使することができる。

- (1) 関係当事者に事情聴取又は他人登録商標の侵害状況に関する調査を行うことができる；

- (2) 当事者の侵害行為に関わる契約，領収書，帳簿及びその他の関連資料の閲覧又はコピーをすることができる；
- (3) 当事者が他人の登録商標専用権に対する侵害行為を行う場所での現場調査を実施することができる；
- (4) 侵害行為に関わる物品の調査，又は他人の登録商標を侵害することが証明できる物品に対し保全又は差止めをすることができる。 工商行政管理部门は法に基づき前項が規定された職権を行使するとき，当事者は力を合わせて協力しなければならない，拒絶又は阻止してはならない。

第 56 条 商標専用権の侵害に対する賠償額の計算は，侵害者が侵害期間中に侵害によって生じた利益であり，又は被害者が侵害行為を差し止めるため支払った合理的な費用も含む侵害期間中に侵害によって受けた損失である。 前項の侵害者の侵害行為によって生じた利益，又は被害者が侵害によって受けた損失を確定できない場合は，人民法院は被害状態に基づく 50 万元以下の賠償をする判決を下す。 登録商標専用権に侵害している商品を知らずに販売した場合は，その商品が合法的に取得したことが証明でき，且つ提供者のことを説明できれば，賠償責任を負わない。

第 57 条 商標登録者又は利害関係者は他人が自らの登録商標専用権を許可なく実施している又は実施しようとしていることを立証でき，即時の差止め手続きが行われなければ，商標登録者又は利害関係者の合法的な権利に巨大な損害をもたらすおそれがあるときに，人民法院に本訴提起前侵害行為の差止め命令及び財産保全措置を求めることができる。 人民法院は「中華人民共和國民事訴訟法」第 93 条から第 99 条までの規定に適用して前項の請求を処理するものとする。

第 58 条 侵害行為を差し止めるため，証拠の紛失又は今後においてもその証拠を取得することが困難である場合は，商標登録者又は利害関係者が人民法院に本訴提起前証拠保全を請求することができる。 人民法院はその請求を受理後，48 時間以内に裁定をしなければならない。 保全措置を裁定された場合は直ちに執行するものとする。 人民法院は請求人に対し担保の提供を命令することができ，担保を提供しない請求人に対し請求を却下するものとする。 請求人は人民法院の保全措置を執行された後 15 日以内に訴訟を提起しない場合は，人民法院は保全措置を解除しなければならない。

第 59 条 商標登録者の許可なく，同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用することが犯罪を構成する場合は，被害者の損害を賠償するとともに，法によって刑事責任を負うものとする。 他人の登録商標の標識を偽造し若しくは許可なく製造し，又はその偽造し若しくは許可なく製造した登録商標の標識を販売することが犯罪を構成

する場合は、被害者の損害を賠償するとともに、法によって刑事責任を負うものとする。登録商標を偽った商品と知りながら販売することが犯罪を構成する場合は、被害者の損害を賠償するとともに、法によって刑事責任を負うものとする。

第 60 条 商標登録、管理及び再審の手続きをする国家公務員は公平且つ忠実に職務を守らなければならない。商標局、商標評審委員会並びに商標登録、管理及び再審の手続きをする国家公務員は商標の代理業務又は商品の生産、経営活動をしてはならない。

第 61 条 工商行政管理部門は内部監督システムを完全に設立し、商標登録、管理及び再審の手続きをする国家公務員の法律及び行政法規の執行状況又は規律の遵守状況に対し監督及び検査を行う。

第 62 条 商標登録、管理及び再審の手続きをする国家公務員が職責の軽視、職権の濫用、権利の私用、商標登録の違法受理、管理及び再審の受理により当事者の財物の收受及び不当利益の横領が犯罪を構成する場合は、刑事責任を負わなければならない。犯罪とならない場合は、法に基づく行政処分を行う。

## 第8章 附則

第 63 条 商標登録出願及びその他の商標事務手続きをする場合は、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は別に定める。

第 64 条 本法は、1983年3月1日から施行するものとする。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止するものとする。その他の商標管理に関する規定は、本法と抵触する場合は、同時に失効するものとする。本法の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効なものとする。